

12/4  
福井

# 高浜、大飯再稼働差し止めを

## 週内にも住民ら仮処分申請

福井地裁に

福井県の住民らが、関西電力高浜原発3、4号機、大飯原発3、4号機の再稼働差し止めを求め、今週中にも福井地裁に仮処分を申し立てる。ところが3日、関係者への取材で分かった。

大飯3、4号機については、福井県の住民らが起こした訴訟で、福井地裁が今年5月、再稼働を認めない判決を言い渡した。今回申し立てをするのは、この訴訟の原告が中心で、他に京都府や大阪府の住

民らが参加する。関係者によると、住民らは福井地裁判決を引用し、「原発には現実的で切迫した危険性がある」として再稼働は認められないと主張する方針。弁護団には、2006年に金沢

地裁で北陸電力志賀原発2号機(石川県)の運転差し止めを言い渡した元裁判官の井戸謙一弁護士(60)も加わる予定。関電は高浜、大飯3、4号機の再稼働に向け、原子力規制委員会に新規制基準の適合性審査を申請している。規制委は九州電力川内原発1、2号機(鹿児島県)に続き、高浜3、4号機の合格証に当たる審査書の作成に入っており、審査は最終盤を迎えている。申し立てに参加予定の男性

は「福井地裁の裁判では勝訴したが、判決は確定していない。再稼働に近づいている以上、差し止めを求めるのは当然だ」と話している。

高浜、大飯3、4号機をめぐることは、滋賀県の住民らが再稼働差し止めを求めた仮処分の申し立てについて、大津地裁が11月27日「規制委が早急に

再稼働を容認するとは考えがたい」として却下。一方で、避難計画など新基準の不合理性を認めており、住民から批判の聲が上がっていた。